

「 若狭町観光交流センター 」

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年10月

若狭町観光まちづくり課

目 次

1	施設の設置目的	1
2	選定方法	1
3	管理運営施設の概要	1
4	指定管理者が行う業務	1
5	指定期間	2
6	利用料金収入の取り扱い	2
7	経費に関する事項	2
8	指定管理者の指定の申請	3
9	指定申請書の提出方法	4
10	申請にあたっての留意事項	4
11	申請書作成に関する質疑の受付及び回答	4
12	選定審議方法	5
13	選定審議基準	5
14	指定管理者選定等のスケジュール	5
15	審議及び発表	5
16	協定書の締結	6
17	配布資料	6
18	事業実施状況のモニタリング等	6
19	その他	6
20	問い合わせ先	6

若狭町観光交流センター指定管理者募集要項

1. 施設の設置目的

今回、指定管理する若狭町観光交流センター（以下、センターという。）は、道の駅「三方五湖」の施設内で、国道 162 号及び道の駅「三方五湖」の利便性を高め、三方五湖地域の活性化に資するとともに、三方五湖地域はもとより若狭町の観光情報の提供、物産の宣伝及び販売を行うとともに、地域間の交流促進など地域の振興を図るための施設である。

2. 選定方法

公募方式により選定する。

3. 管理運営施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の名称 | 若狭町観光交流センター |
| (2) 所在地 | 若狭町鳥浜第 122 号 27 番地 1 |
| (3) 施設概要 | 983.76 m ²
敷地面積：586.24 m ²
延床面積：456.63 m ²
構 造：鉄筋コンクリート平屋建て 1 棟
・観光総合案内所 ・物産紹介販売コーナー
・レンタサイクルコーナー ・展示、研修、会議室
・緑地 ・その他センターに必要な施設 |
| (4) 開館時間 | 町長の承認を得て、開館時間を定める。（ただし、若狭町長の承認を得て、変更可能）
(若狭町観光交流センター条例第 8 条) |
| (5) 休館日 | 町長の承認を得て、休館日を定める。（ただし、若狭町長の承認を得て変更可能）
(若狭町観光交流センター条例第 8 条) |

4. 指定管理者が行う業務

- (1) 若狭町観光交流センター条例（平成 26 年若狭町条例第 2 号）第 6 条に規定する次の業務の実施に関すること。
- ・第 3 条に規定する事業に関する業務
 - ・施設の使用又は利用に関する業務
 - ・施設（設備含む。）の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・観光振興に関する業務
 - ・その他、センターの運営及び維持管理に関して町長が必要と認める業務
- (2) その他、別紙若狭町観光交流センター施設指定管理者が行う業務の概要のとおり
- (3) 「若狭町道路情報発信センター（現 若狭町観光案内センター）」（平成 26 年若狭町条例第 3 号）を含む道の駅「三方五湖」施設内の清掃及び保守点検業務。

指定管理者は、センターの指定管理業務とは別に、道の駅「三方五湖」の管理及び清掃業務等を若狭町と別契約により行わなければならない。あわせて、道の駅「三方五湖」の駅長を務める。

上記の管理及び清掃業務等の町からの委託料は、2,000,000 円以内（予算の範囲内）とする。

※主な業務内容は、「道の駅「三方五湖」の清掃及び保守点検等業務仕様書」のとおり。

5. 指定期間

指定を受けた日から起算して3年間（令和9年4月1日から令和12年3月31日）

6. 利用料金収入等の取り扱い

指定管理者は、施設の利用料金を若狭町観光交流センター条例第13条の範囲内で町長の承認を得て定め、自らの収入として収受し、施設の管理に係る収入支出について責任を負うとともに、施設の利用を促進し収入の確保を図るものとする。

また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金については、別途、指定管理者が定め、収入とすることができる。

7. 経費に関する事項

（1）経費の負担区分

施設の運営管理に関する経費については、すべて指定管理者の負担とする。

施設の修繕等については、若狭町と指定管理者が協議して決定する。（別紙1「若狭町観光交流センター施設の修繕等について」及び別表（第3条関係）「修繕等の実施及び費用負担の区分」の考え方による。）

（2）指定管理料

指定管理業務に係る費用は支払わない。指定管理者が販売料金等収入で施設の管理をすることとする。

（3）施設使用受益者負担（納付金）

指定管理者は、施設使用受益者負担金として毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）、その年度における施設に係る指定管理者の事業収入金額の2.0%の額（千円未満切り捨て）を若狭町に支払うものとする。

なお、若狭町からの提案による施設の大規模修繕を行う際、その間、営業を停止せざるを得ないことになった場合は、別途協議するものとする。

※収支計画には、上記納付金見込み額を計上するものとする。

※指定管理期間中における納付金の金額設定については、双方協議のうえ、変更等ができるものとする。

（4）POSレジシステムのリース契約料

リース契約料については、指定管理者が支払うものとする。

（5）業務不履行時の違約金

指定の取り消し等で業務不履行となった場合は、違約金として『指定管理者がこの申請に際し収支計画に計上した納付金見込み額』に対して100分の20に相当する額に業務不履行部分に係る年数を乗じた額を若狭町に納付するものとする。

なお、業務不履行部分の期間が1年に満たないとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間又はその端数は月割りによって計算するものとする。また、この場合において1月未満の端数があるときはこの期間は1月とみなし計算するものとする。

（6）関係帳簿類の保存

本業務の経理は、指定管理者が行う他の事業の経費と区分して行い、関係帳簿類はその事業年度終了後5年間保存することとする。

8. 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする者は、若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年若狭町条例第 60 号）第 2 条及び若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年若狭町規則第 33 号）第 3 条の規定により公の施設の指定管理者の指定申請書（別記様式第 1-1 号）に、次に掲げる書類を添えて申請する。

（1）公の施設指定管理者事業計画書（別記様式第 1-2 号）

①応募動機

- i) 指定を受けようとする動機
- ii) 施設の管理を行う意欲

②施設の管理計画

- i) 指定期間に属する各年度の基本的な方針
- ii) 指定期間に属する各年度の具体的な管理方法
- iii) 指定期間に属する各年度の人員配置に関する考え方
- iv) 指定期間内に指定管理者の責めに帰すべき事由によって、当該事業から撤退せざるを得ない場合の対処策

※ i ～ iii は、年度別でなく事業の全体的なスタンスを記述することも可とする。

③設備等の設置計画

- i) 設備等の基本的コンセプト
- ii) 設備等の内容
- iii) 設備等を設置する理由

④管理業務委託計画（施設の管理において、業務の一部を委託する場合）

- i) 委託業務の内容
- ii) 委託先（名称、所在地）
- iii) 委託する理由

⑤町民参画、地域連携等に関する考え方

- i) 基本方針
- ii) 具体的な方法及び内容

⑥施設の管理運営業務の収支計画（指定期間に属する各年度）（別記様式第 1-3 号）

- i) 年度別収支見込（3 年）
- ii) 事業収支が取れない場合の対応策
- iii) 借入金返済見込み

（2）定款又はこれに準ずるものの謄本

（3）申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書（各事業・施設区分ごとの決算内容を明確にすること。）（書式第 1 号）

（4）現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類（類似事業を主とする。）（書式第 2 号）

（5）申請の日の属する事業年度の直前の事業年度に係る法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことを確認できるもの。）

（6）その他必要な関係書類

①法人登記簿謄本

②印鑑証明書

③法人等の概要（書式第 3 号）

- i) 経歴・実績及び資本金等
- ii) 代表者及び管理責任予定者等の履歴書、役員構成・氏名及び従業員数

- iii) 有資格者の保有状況（経歴等）
- ④財産目録又は貸借対照表（経歴等）
- ※（６）③、④の書類は、参考書式を準備することとするが任意書式でも可とする。
ただし、その場合、書式の項目は網羅すること。

9. 指定申請書の提出方法等

- (1) 提出部数 15 部（正本 1 部 副本 14 部）
書類はすべて A 4 サイズとする。（両面印刷可）
- (2) 提出期限 令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金） 午後 5 時まで
- (3) 提出先 若狭町役場三方庁舎 観光まちづくり課
〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央 1-1
TEL 0770-45-9111 FAX 0770-45-1115
- (4) 申請書の取扱い
 - ①申請書として提出された書類一式についての著作権は申請者に帰属するが、その公表や出版等に関しては若狭町がその権利を保有する。
 - ②申請者から提出された書類一式については一切返却しない。
 - ③申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。
 - ④提出後の追加及び修正は一切認めない。
- (5) その他 左上端 1 箇所をホチキス留めとする。

10. 申請にあたっての留意事項

- (1) 申請者の資格
下記 i ～ iii に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、下記 iv または v に該当する者は申請することはできない。
- (2) 資格要件
 - i) 法人等で、事業計画事項を着実に遂行する能力及び対象施設を運営していくための能力を有している者。
 - ii) 法人等の主たる営業所（本店、支店等を問わない）所在地を福井県内としている者。
 - iii) 参加登録書提出時において、会社更生法に基づく更生手続きの開始の申し立てがなされていない者。
- (3) i) 指定管理者選定審議会委員
ii) 指定管理者選定審議会委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び当該組織に所属する者。

11. 申請書作成に関する質疑の受付及び回答

- (1) 質疑の形式及び回答
質問事項がある場合は、質問書（別記様式 2）に記入し、若狭町観光まちづくり課宛てに令和 8 年 1 0 月 7 日（水）から令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）午後 5 時までに電子メールで送付すること。
- (2) 質問の回答
質問に対する回答は、令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）午後 5 時までに電子メールで送付する。

12. 選定審議方法

- (1) 指定管理者選定審議会において、施設の管理に適するか審議する。
- (2) 審議は、書類審査の内容により行う。
- (3) 審議の結果、不適当な場合は、選定を見送る。
- (4) 指定管理者の指定は、若狭町議会での議決により行うこととする。

13. 選定審議基準

指定管理者の選定は、以下の基準に基づいて行う。

- (1) 経営能力に関すること
事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
 - ①申請法人等の経営状況
 - ②申請法人等の事業実績
 - ③申請法人等の事業運営にあたっての基本方針
 - ④代表者、支配人予定者等の姿勢
- (2) 事業計画に関すること
事業計画の内容が、施設の効果を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
事業計画による施設の運営が、町民を主とした利用者へのサービスの向上を図るものであるとともに、町民を主とした利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - ①施設管理の計画と内容
 - ②年間事業計画に関する基本方針
 - ③設備等のコンセプトと設置計画
 - ④施設管理経費の収支計画
 - ⑤開館時間及び休館日の提案
 - ⑥道の駅「三方五湖」の清掃及び保守点検に係る年額委託金の提案額

14. 指定管理者選定等のスケジュール

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 要項の配布 | 令和8年10月 5日（月）から |
| (2) 現地説明会 | 令和8年10月13日（火）午後1時30分から |
| (3) 申請締切り | 令和8年10月23日（金）午後5時まで |
| (4) 審査（選定審議会の開催） | 令和8年11月 6日（金）午後1時30分から |
| (5) 指定管理候補者の決定通知 | 令和8年11月中旬 |
| (6) 指定管理者の決定 | 若狭町議会での議決後、指定管理者の指定を行う |

15. 審議及び発表

- (1) 指定管理者選定審議会の構成
審議会は、7名以内の審議委員で組織し、選定にかかる審議を厳正に行う。
- (2) 失格
 - ①申請及び参加登録の提出書類において、虚偽の記載をした場合
 - ②本要項の内容に違反した場合
- (3) 審査結果
所定の手続きが終了次第、審査結果及び決定を通知する。

16. 協定書の締結

指定管理者決定後において、若狭町長と指定管理者とは、施設事業を円滑に実施するにあたり必要な基本的事項を定めた協定書を締結するものとする。

17. 配布資料

- (1) 申請に係る様式
- (2) 若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (3) 若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (4) 若狭町観光交流センター条例、若狭町道路情報発信センター条例
- (5) 施設配置図
- (6) 道の駅「三方五湖」の清掃及び保守点検等業務仕様書

18. 事業実施状況のモニタリング等

- (1) モニタリング
 - 若狭町は、指定管理期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行う。
 - ①定期モニタリング
 - 毎月、指定管理者は若狭町に対し業務報告書を提出し町は状況確認を行う。
 - ②随時モニタリング
 - 若狭町は、必要に応じ随時状況確認等を行う。
- (2) 利用者アンケート
 - 施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び対応状況について若狭町に報告すること。
- (3) 帳簿類等の提出要求
 - 監査等が必要であると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他記録を若狭町に提出すること。

19. その他

- (1) センターの施設管理・運営に当たっては、若狭町の住民を雇用することに最大限配慮すること。また、現従業員の再雇用について最大限の配慮をすること。
- (2) 前任の指定管理者が投資した資産等について、前任者が有償無償に関わらず譲渡したい旨の申し出があった場合は、このことについて前任者との二者の間により誠意をもって話し合うこと。
- (3) 前任の指定管理者がリース契約している設備等について、前任者との二者の間により誠意をもって話し合い、極力、継続契約すること。
- (4) 指定管理期間中に既存施設にない設備等を新たに設置し、積極的に誘客を図る考えがある場合は、事業計画書の「③ 設備等の設置計画」に必ず記入すること。
- (5) 本要項の内容に変更が生じた場合は、電子メールでその都度連絡する。

20. 問い合わせ先

若狭町役場観光まちづくり課

〒919-1393

福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地

TEL:0770-45-9111 FAX:0770-45-1115

E-mail: kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp

(別紙 1)

若狭町観光交流センター施設の修繕等について

甲：若狭町

乙：指定管理者

(日常点検等)

第 1 条 乙は、施設におけるサービスが円滑に提供され、安全かつ快適に利用できるよう、建物、設備及び備品の日常点検、保守管理を適切に行い、必要な修繕等は速やかに行わなければならない。

(協議)

第 2 条 乙は、施設の修繕等が必要となった場合は、甲と事前に協議しなければならない。ただし、施設の本来の効用を維持するための業務として乙が実施する場合は、この限りでない。

(修繕等の実施及び費用負担の区分)

第 3 条 修繕等の実施及び費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(所有権)

第 4 条 修繕後の成果資産の所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、協議において原状回復を条件として承認された修繕等は、乙が指定管理期間の終了する時点までに、乙の負担において原状回復しなければならない。

(備品の設置等)

第 5 条 甲は、乙に提供する備品が経年劣化等により本業務の実施の用に供することができなくなった場合は、必要に応じて、甲が当該備品を調達する。ただし、1 件 20 万円以下の備品の更新については、修繕料として乙が実施することとし、この場合の調達品の所有権は甲に帰属するものとする。

2 乙が新設又は増設する備品については、甲乙協議のうえ、施設の設置目的に合致したものに限り設置できるものとし、修繕等必要な経費は、乙の負担とする。

3 乙が新設又は増設した備品の所有権は、指定管理期間中は乙が有するものとする。

4 乙が新設又は増設した備品は、乙が指定管理期間の終了する時点までに、乙の負担において撤去しなければならない。ただし、甲が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。この場合、所有権は甲に帰属する。

別表（第3条関係）

修繕等の実施及び費用負担の区分

区分	項目	内容	実施区分			費用負担区分		
			甲	乙	区分の考え方	甲	乙	区分の考え方
建物	資本的支出となる改良及び建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」の修繕 ※注1、2	躯体、基礎軸組、鉄骨部分など	●			●	●	甲乙協議のうえ、その都度定め、乙はその権利を将来にわたって主張しない。
	上記以外の修繕 ※注3			●	本来の効用を維持するための業務として乙が実施する。		●	
構築物・機械装置	新設等				基本的に新設等の考えはないが、必要に応じ甲乙で協議する。			甲乙協議し定め、乙はその権利を将来にわたって主張しない。
	資本的支出となる改良 ※注1、2		●			●		
	上記以外の修繕 ※注3、4			●	本来の効用を維持するための業務として乙が実施する。		●	
工具器具備品	新設、増設			●	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、乙が実施する。		●	所有権は乙が有し、原則、乙が指定管理期間の終了時点までに撤去する。
	修繕			●	本来の効用を維持するための業務として乙が実施する。		●	
	乙がサービスの向上や効率的な管理運営のために行う建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築、改造等	いわゆる模様替え		●	乙がサービスの向上や効率的な管理運営のために行う。		●	乙が改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことを条件とする。
※注1 乙の管理上の瑕疵による場合は、乙が実施及び費用負担するものとする。 ※注2 資本的支出とは、修理・改良などのために支出した金額のうち、固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなるものをいう。 ※注3 1件20万円以下の修繕は乙が実施し、20万円を超える場合は甲乙協議する。修繕後の所有権は甲に帰属する。 ※注4 甲と乙が共用している場合の実施区分、費用負担区分は、その都度、甲乙協議のうえ定める。 ※注5 天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担は、甲乙協議し定める。								

建築基準法施行令

（用語の定義）

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1.（略）

2.（略）

3. 構造耐力上主要な部分

基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい）、方杖、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

4～6（略）

若狭町観光交流センター施設指定管理者が行う業務の概要

若狭町観光交流センター（以下、センターという。）の指定管理者が行う業務については、若狭町観光交流センター条例（平成 26 年若狭町条例第 2 号）及び若狭町観光交流センター指定管理者募集要項に定めるもののほか、この概要書の定めるところによる。

1 基本的な考え方

- （１）道の駅「三方五湖」の施設内で、国道 162 号及び道の駅「三方五湖」の利便性を高め、三方五湖地域の活性化に資するとともに、三方五湖地域はもとより若狭町の観光情報の提供、物産の宣伝及び販売を行うとともに、地域間の交流促進など地域の振興を図るための施設であり、この理念に基づき運営管理を行うこと。
- （２）条例、その他関係法令の規定に従い、適切な管理運営を行うこと。
- （３）利用者の意見を管理運営に反映させること。
- （４）個人情報の保護を徹底すること。
- （５）利用者の安全確保を第一に考え、サービスの向上や事業内容の充実を図ること。
- （６）効率的、効果的な管理運営を行い、経費節減に努めること。
- （７）公共性を確保すること。

2 従業員の配置・選任

- （１）従業員の配属
指定管理者は、管理業務を的確に行うため適切な従業員を配置し、各種業務への従事にあたり資格が必要な場合は、資格を有し、かつ技術優秀で信用及び経験のある者に業務を行わせること。また、若狭町の住民を雇用することに最大限配慮すること。
- （２）従業員に対する責任
指定管理者は、業務にあたる従業員に対する労働関係法令にすべての責任を負うこと。
- （３）代表者及び支配人等の選任
指定管理者は、代表者及び支配人等を選任し、又は変更したときは、速やかに若狭町長に報告すること。
指定管理者は、防火管理者及び食品衛生管理者を定め、従業員全体の組織体制を若狭町長に文書で報告すること。また、これに変更が生じた場合も同様に報告すること。
- （４）就業規則の遵守
指定管理者は、就業規則を定め、これに基づき従業員を就業させること。
- （５）従業員の健康管理

指定管理者は、全従業員に毎年1回以上の健康診断を受診させるとともに、医療機関または保健所の指示の下に全従業員の健康管理に努めること。

3 業務内容

(1) 管理業務に対する基本姿勢

指定管理者は、円滑な業務遂行のため若狭町と緊密な連携を図ること。

(2) 施設管理運営業務

施設管理運営業務として以下のア～ウに掲げる業務のすべてを他の事業者へ委託することはできないが、一部の業務については他の事業者へ委託できるものとする。

ア 施設全体の経営マネジメント業務

イ 施設の総務・経理業務

ウ 施設利用促進業務

① 観光関連情報その他の情報の総合観光に関すること

② 特産品その他の物産の紹介、宣伝及び販売に関すること

③ 飲食業の検討と調整に関すること

④ レンタサイクルの貸出に関すること

⑤ 利用料金の徴収に関すること

⑥ その他、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること

(3) 施設設備等管理業務

ア 空調設備保守管理業務

イ 電気設備保守管理業務

ウ 施設内の保安警備業務

エ 備品等の維持管理業務

オ 日常清掃・定期清掃業務（施設及び敷地内）

カ その他付随する維持管理業務

(4) 報告業務

ア) 年度別事業報告書の提出（年度終了後、若狭町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条の規定により、30日以内に行うこと）

イ) その他、若狭町が必要とする報告書の提出

4 経費等について

(1) 施設の管理運営に関する経費については、すべて指定管理者の負担とする。

(2) 施設の大規模改修（固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる改良あるいは構造耐力上主要な部分の修繕）については、若狭町の負担とする。ただし、その間の営業補償は行わない。なお、この改良等については、若狭町と指定管理者が事前に協議し、若狭町の予算の範囲内において実施する。

5 備品・消耗品等の所有権

指定管理者に貸し付ける備品等（別紙「備品台帳」記載）については、若狭町の所有とし、その使用及び管理を適切に行うこと。ただし、経年劣化等による備品の更新のうち、1件20万円以下のものは指定管理者が行うこととし、その所有権は若狭町に帰属するものとする。

指定管理者が自ら購入又は搬入する備品については、指定管理者の所有とする。

6 若狭町と指定管理者の責任分担

責任分担の基本的な考え方は、次のとおりとし、詳細については基本協定書において定める。

項目	指定管理者	若狭町	備考
施設、設備、備品等の維持管理	○		
設備等の利用許可	○		目的外は除く
事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	○		
自然災害による減収	○		
施設に対する各種保険の加入		○	建物災害共済保険 (町の備品含む)
機械警備		○	
個人情報の保護	○		
包括的管理責任		○	

- ※1 指定管理者の故意又は過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡に関わらず指定管理者が購入、修繕等を行うこと。
- ※2 施設サービスに支障がないと若狭町が判断した場合には、修繕を見合わせる場合がある。
- ※3 施設の修繕に関する責任区分については、若狭町と指定管理者の協議により協定書で定める。

7 特産品及び地元食材の活用

施設利用促進業務に係る食品及び土産品等の取り扱いについては、可能な限り地元産のものを使用すること。

8 その他

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合は、若狭町は指定管理を取り消すことができる。この場合、若狭町に生じた損害は、指定管理者が賠償すること。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく指定管理業務を遂行できるように引き継ぎを行うこと。

- (2) 災害その他の不可抗力等、若狭町及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について若狭町から指定管理者へ通知することにより協定を解除できるものとする。
- (3) その他、当概要書に記載のない事項については、若狭町との協定書において定めるものとする。
- (4) 協定書の解釈について疑義が生じた場合、又は協定の定めのない事案が生じた場合の措置は、若狭町と指定管理者が誠意をもって協議するものとする。
- (5) 指定管理者は、「若狭町道路情報発信センター」(平成 26 年若狭町条例第 3 号)を含む道の駅「三方五湖」施設内の清掃及び保守点検業務について、別に若狭町と清掃及び管理についての業務委託契約を結び、当該業務を遂行するものとする。

道の駅「三方五湖」施設の概要

- (1) 若狭町道路情報発信センター (若狭町観光案内センター)

木造鉄板葺平屋建て (建築面積 205.07 m²)

- ・ 道路情報コーナー (無料休憩コーナー含む。)
- ・ 公衆トイレ (男性 小 4 器・大 2 器、女性 大 6 器、身障者用大 1 器)
- ・ 駐車場 (面積 2,207 m² 普通車:44 台うち身障者用:3 台、大型車 7 台)
- ・ 緑地等 (面積 820 m²)
- ・ その他道路情報発信センターに必要な施設

別紙

備品台帳

[illegible]

※上記の備品については、経年劣化による更新等により、品名や数量等が変更または追加になる可能性がある。

道の駅「三方五湖」の清掃及び保守点検等業務仕様書

1. 業務箇所

- (1) 所在地 若狭町鳥浜第 122 号 31 番地 1
- (2) 名 称 道の駅「三方五湖」
若狭町道路情報発信センター（若狭町観光案内センター）
- (3) 構造等 木造鉄板葺平屋建て（建築面積 205.07 m²）
 - ・道路情報コーナー（無料休憩コーナー含む）
 - ・公衆トイレ（男性 小 4 器・大 2 器、女性 大 6 器、身障者用大 1 器）
 - ・駐車場（面積 2,207 m² 普通車:44 台うち身障者用:3 台、大型車 7 台）
 - ・緑地等（面積 820 m²）
 - ・その他道路情報発信センターに必要な施設（備品含む）

*別紙「若狭町道路情報発信センター配置図」参照。

2. 業務内容

- (1) 道の駅の保守点検及び清掃管理等
 - ・施設及び各設備、備品等の保守点検
 - ・清掃、衛生（ゴミ処理）、除草、剪定、除雪（重機等貸与しない）等、美観の維持
※特にトイレ清掃については、良識的な管理を大原則とし、常に良好な状態の維持に努め、状況によっては予定外の時間であっても特別に清掃を実施すること。
- (2) 道の駅の利用状況の把握及び報告
 - ・道の駅の利用状況を把握し、毎月 10 日までに若狭町に報告する。
- (3) 道の駅駅長業務
 - ・道の駅「三方五湖」の駅長を務め、常に良好な状態で施設を維持管理し、誠実かつ健全な運営に努める。
- (4) 道の駅の保守点検、清掃管理に係る業務日誌の作成
 - ・施設等の保守点検、清掃管理に係る業務日誌を作成し、その写しを半期毎の委託業務完了時に若狭町に通知する業務完了届とあわせて提出する。
- (5) その他町長が必要と認めた業務

3. 器材等に係る費用負担

業務の実施に要する費用については、すべて受託者の負担とする。ただし、以下の器材等については、若狭町の負担とする。

- ①トイレ用品
- ②電球

③清掃作業等に使用する消耗資器材

④施設の軽微な損傷の補修

※老朽化補修及び大規模補修は福井県と若狭町の協議による。

4. 契約金額の支払方法

受託者は、毎年度、当該年度分の契約金として上半期分は9月末に、下半期分は3月末に若狭町に請求し、若狭町はその請求を受理した日から30日以内に受託者の指定する金融機関に振り込むこととする。

○若狭町観光交流センター条例

平成26年3月26日

条例第2号

(設置)

第1条 観光その他の情報を提供し、物産の宣伝及び販売を行うとともに、観光及び交流の利便を供与し、もって町の産業の振興と地域の活性化に資するため、若狭町観光交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
若狭町観光交流センター	若狭町鳥浜第122号27番地1

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光関連情報その他の情報の総合案内に関する事業
- (2) 特産品その他の物産の紹介、宣伝及び販売に関する事業
- (3) レンタサイクルの貸出に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第4条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 観光総合案内所
- (2) 物産紹介販売コーナー
- (3) レンタサイクルコーナー
- (4) 展示・研修・会議室
- (5) 緑地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターに必要な施設

(指定管理者による管理)

第5条 町長は、センターの管理を法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関する業務
- (2) 施設の使用又は利用に関する業務
- (3) 施設（設備含む。）の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) 観光振興に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営及び維持管理に関して町長が必要と認める業務

（指定管理者の管理の期間）

第7条 指定管理者による管理の期間は、指定を受けた日から起算して5年以内の期間とする。ただし、再指定を妨げない。

（開館時間及び休館日）

第8条 センターの開館時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

（利用の許可）

第9条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとする場合においても同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付することができる。

（利用の制限）

第10条 指定管理者は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき。
- (2) 泥酔等で他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をするおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物品又は動物を携帯しているとき。
- (4) 施設（設備含む。）を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 管理上支障があると指定管理者が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的に反し、指定管理者が不適當と認めるとき。

（事故等の免責）

第11条 第9条の規定により利用の許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）が、センターを利用した場合に生じる事故等については、指定管理者及び町長は

その責めを負わないものとする。

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、施設利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用の許可を取り消し、若しくは利用を中止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) 第10条各号に掲げる規定に該当するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項に規定する利用の許可の取り消し、若しくは中止又は許可の条件の変更によって生じた損害については、指定管理者及び町長はその責めを負わない。

(利用料金)

第13条 施設利用者は、指定管理者に対し、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

3 前項の規定により定める利用料金の額は、町民の利用に配慮したものとする。

4 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 施設利用者の責めによらない事情で利用できなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事情があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 施設利用者は、利用の許可によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(損害の賠償)

第17条 施設利用者は、故意又は過失により施設（設備含む。）を破損し、汚損

し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償の全部又は一部を免除することができる。

（特別な設備等の許可及び原状回復）

第 18 条 指定管理者は、センターに特別な設備等を設置し、センターの原状を変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、第 7 条に規定する管理の期間が満了したとき、又は若狭町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年若狭町条例第 60 号）第 6 条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、同条例第 7 条の規定により町長の指示に従い速やかに原状に回復しなければならない。

（委任）

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

（事前準備行為）

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第 13 条関係）

施設利用料金

区分		利用料金
物産紹介販売コーナー	物販	売上高の 15%
展示・研修・会議室	展示・掲示	1 個（枚）1 日につき 100 円
	物販	売上高の 15%
	研修・会議	1 時間につき 1,000 円
屋外	物販	売上高の 10%

レンタサイクル利用料金（1 台）

区分		利用料金
貸出料金	4 時間以内	500 円

	8 時間以内	1,000 円
保証料		300 円

備考

- 貸出料金及び保証料は、前払いとする。
- センターへ自転車を返却した場合は、保証料を返却する。ただし、それ以外の指定の場所に返却（乗捨て）した場合は、保証料を返却しない。

○若狭町道路情報発信センター条例

平成26年3月26日

条例第3号

(設置)

第1条 本町を訪れる観光客及び国道162号の利用者等の利便を図るため、若狭町道路情報発信センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
若狭町道路情報発信センター	若狭町鳥浜第122号31番地1

(管理)

第3条 町長は、前条により設置するセンターを、この条例の規定に基づき、誠実に管理しなければならない。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路情報その他の情報発信に関する事業
- (2) 道路利用者の利便性の向上に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 道路情報コーナー（無料休憩コーナー含む。）
- (2) 公衆トイレ
- (3) 駐車場及び緑地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターに必要な施設

(損害の賠償)

第6条 故意又は過失により施設（設備含む。）を破損し、汚損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 7 年 3 月 1 日から施行する。
(若狭町観光案内センター施設条例の廃止)
- 2 若狭町観光案内センター施設条例（平成 1 7 年若狭町条例第 1 6 1 号）は、廃止する。